

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条の規定に基づく
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の再就職状況の公表

令和6年12月

最高裁判所は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条の規定に基づき以下の事項を公表する。

【裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の 職員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	
						所属・官職	在職期間									職務内容
							自	至								
1	内 田 光 一	59	和歌山地方裁判所民事次席書記官	R6.1.13	R6.2.15	和歌山地方裁判所民事次席書記官	R6.1.13	R6.3.31	裁判事務	R6.3.31	R6.4.1	ニチイケアセンター 泉ヶ丘	介護業務	介護職員	無	無
2	小 澤 久 美 子	60	仙台家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	R6.2.20	R6.3.8	仙台家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	R6.2.20	R6.3.31	裁判事務	R6.3.31	R6.4.1	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	高齢者が健康寿命を確保するための研究	社会参加とヘルシーエイジング研究チーム非常勤研究員	無	無
3	杉 山 佳 紀	60	千葉家庭裁判所事務局長	R5.8.1	R5.10.24	千葉家庭裁判所事務局長	R5.8.1	R6.3.31	司法行政事務	R6.3.31	R6.4.1	一般財団法人日本法律家協会	司法、法曹及び法学に関する調査研究、機関紙「法の支配」の発行、研究会及び講演会等の開催など	事務局長	無	無

(注1)「約束前の求職開始日」とは、以下に掲げる日のいずれか早い日をいい、該当する日がなかった場合(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(平成30年最高裁判所規則第2号)の施行日(平成30年1月25日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。))には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載している。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

(注2)「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条の規定に基づく
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の再就職状況の公表

令和6年12月

最高裁判所は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条の規定に基づき以下の事項を公表する。

【裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職前の 求職開始日 (注)	離職前の求職開始日から離職日までの間の 職員としての在職状況及び職務内容(注)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の 業務内容	再就職先における 地位	裁判所職員臨時措 置法において準用 する国家公務員法 第106条の3第2 項第4号の規定に 基づく承認の有無	裁判所職員臨時措 置法において準用 する国家公務員法 第106条の2第2 項第3号に規定す る組織による離職 後の就職の援助の 有無	
					所属・官職	在職期間									職務内容
						自	至								
1	板 野 繁 樹	59	福島地方裁判所 刑事首席書記官	R4.12.9	①山形地方裁判 所 民事首席書記官 ②福島地方裁判 所 刑事首席書記官	①R4.12.9 ②R5.4.1	①R5.3.31 ②R5.7.30	①②裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	仙台簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
2	伊 藤 茂 勝	60	仙台地方裁判所 民事首席書記官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.10.1	秋田地方裁判所、 秋田家庭裁判所	国家公務	民事調停委員、家 事調停委員	無	無
3	伊 東 正 好	58	広島高等裁判所 事務局次長	-	-	-	-	-	R4.7.31	R5.10.24	株式会社三重白山 ゴルフ倶楽部	マスター室業務	従業員	無	無
4	井 上 浩	60	大阪地方裁判所 刑事首席書記官	-	-	-	-	-	R5.3.31	R5.10.2	大津地方裁判所	国家公務	裁判所書記官	無	無
5	井 上 浩	60	大阪地方裁判所 刑事首席書記官	-	-	-	-	-	R5.3.31	R6.1.4	大津地方裁判所	国家公務	裁判所書記官	無	無
6	岩 城 雅 人	59	富山地方裁判所 刑事首席書記官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	名古屋地方裁判所	国家公務	裁判所書記官	無	無
7	植 松 明 夫	60	宇都宮地方裁判所 民事首席書記官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	一般財団法人司法 協会	複写事業部管理課 長業務	複写事業部管理課 長	無	無
8	大 垣 み ゆ き	60	大阪高等裁判所 事務局次長	-	-	-	-	-	R5.3.31	R5.7.21	阪神公証センター	公証業務における 一般事務	書記(事務員)	無	無
9	大 杉 充 弘	60	奈良家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R4.9.26	神戸家庭裁判所尼 崎支部	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
10	大 杉 充 弘	60	奈良家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	神戸家庭裁判所姫 路支部	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
11	梶 原 陽 一 朗	59	福岡高等裁判所 刑事首席書記官	R4.11.25	福岡高等裁判所 刑事首席書記官	R4.11.25	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	福岡簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
12	勝 田 和 枝	60	福井家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	東京都女性相談セ ンター	相談業務	女性相談センター 特別相談員	無	無

13	加藤 和 広	58	東京高等裁判所 事務局次長	R5.4.28	東京高等裁判所 事務局次長	R5.4.28	R5.7.30	司法行政事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
14	神谷 秀 行	59	名古屋高等裁判所 刑事首席書記官	R4.11.14	①名古屋地方裁判所 刑事首席書記官 ②名古屋高等裁判所 刑事首席書記官	①R4.11.14 ②R5.4.1	①R5.3.31 ②R5.7.30	①②裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	名古屋簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
15	河合 進	60	富山地方裁判所 事務局長	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	名古屋地方裁判所	国家公務	裁判所書記官	無	無
16	川崎 道 治	60	大分地方裁判所 刑事首席書記官	R4.11.11	大分地方裁判所 刑事首席書記官	R4.11.11	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	福岡簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
17	木原 義 則	60	大阪地方裁判所 事務局長	R4.11.18	大阪地方裁判所 事務局長	R4.11.18	R5.3.31	司法行政事務	R5.3.31	R5.8.1	大阪簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
18	黒澤 和 之	56	東京簡易裁判所 民事次席書記官	R4.12.14	①最高裁判所 裁判所書記官 ②東京簡易裁判所 民事次席書記官	①R4.12.14 ②R5.4.1	①R5.3.31 ②R5.7.30	①②裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
19	佐藤 信 哉	59	最高裁判所 大法廷首席書記官	R5.5.1	最高裁判所 大法廷首席書記官	R5.5.1	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
20	央戸 真	60	福島地方裁判所 刑事次席書記官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	福島地方裁判所郡 山支部	国家公務	執行官	無	無
21	関澤 直 人	60	東京高等裁判所 民事首席書記官	-	-	-	-	-	R5.3.31	R5.5.9	株式会社ベネッセ スタイルケア	経理事務、文書作 成、電話応対等の 一般事務	事務職員	無	無
22	高橋 直 人	59	最高裁判所 家庭審議官	R5.4.28	最高裁判所 家庭審議官	R5.4.28	R5.7.30	司法行政事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
23	高橋 素 明	59	高松高等裁判所 事務局次長	R5.4.19	高松高等裁判所 事務局次長	R5.4.19	R5.7.30	司法行政事務	R5.7.30	R5.8.1	高松簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
24	竹内 亨	51	名古屋家庭裁判所 事務局次長	R4.11.8	名古屋家庭裁判所 事務局次長	R4.11.8	R5.7.31	司法行政事務	R5.7.31	R5.8.1	名古屋簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
25	寺尾 英 明	59	最高裁判所 第一小法廷首席書記官	R5.5.1	最高裁判所 第一小法廷首席書記官	R5.5.1	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
26	富田 真 生	60	仙台地方裁判所 刑事首席書記官	R4.12.6	仙台地方裁判所 刑事首席書記官	R4.12.6	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	仙台簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
27	中井 靖 夫	56	宮崎地方裁判所 刑事次席書記官	R4.11.14	宮崎地方裁判所 刑事次席書記官	R4.11.14	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	福岡簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
28	長郷 文 香	59	最高裁判所 訟廷首席書記官	R5.5.1	最高裁判所 訟廷首席書記官	R5.5.1	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無

29	西川 浩二	60	大阪家庭裁判所 事務局長	R4.11.21	大阪家庭裁判所 事務局長	R4.11.21	R5.3.31	司法行政事務	R5.3.31	R5.8.1	大阪簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
30	原 田 明	58	名古屋高等裁判所 民事首席書記官	R4.11.10	名古屋高等裁判所 民事首席書記官	R4.11.10	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	名古屋簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
31	樋口 豊	59	新潟家庭裁判所 首席書記官	R4.11.21	新潟家庭裁判所 首席書記官	R4.11.21	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
32	髭野 勝之	59	福岡高等裁判所 事務局長	R5.4.17	福岡高等裁判所 事務局長	R5.4.17	R5.7.30	司法行政事務	R5.7.30	R5.8.1	福岡簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
33	平田 浩司	60	福岡地方裁判所小倉支 部民事次席書記官	R4.11.28	福岡地方裁判所 小倉支部 民事次席書記官	R4.11.28	R5.3.31	裁判事務	R5.3.31	R5.8.1	福岡簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
34	廣田 幸紀	59	名古屋家庭裁判所 家事首席書記官	R4.11.11	名古屋家庭裁判所 家事首席書記官	R4.11.11	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	名古屋簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
35	福島 広之	60	奈良地方裁判所 民事首席書記官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.1	神戸家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
36	布施 敏幸	59	裁判所職員総合研修所 事務局長	R5.4.25	裁判所職員総合 研修所 事務局長	R5.4.25	R5.7.30	司法行政事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
37	普天間 章	60	那覇地方裁判所 刑事次席書記官	-	-	-	-	-	R5.3.31	R5.10.23	沖縄ロジテム株式 会社物流センター	商品の搬入、仕分 け	アルバイト	無	無
38	古瀬 友子	60	横浜家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官	-	-	-	-	-	R4.3.31	R5.4.3	東京家庭裁判所	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
39	本田 千鶴	58	司法研修所 総務課長	R4.11.30	司法研修所 総務課長	R4.11.30	R5.7.31	司法行政事務	R5.7.31	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
40	村上 政司	60	最高裁判所 第二小法廷首席書記官	R5.4.28	最高裁判所 第二小法廷首席 書記官	R5.4.28	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
41	横山 真幸	59	東京高等裁判所 刑事首席書記官	R4.11.21	東京高等裁判所 刑事首席書記官	R4.11.21	R5.7.30	裁判事務	R5.7.30	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
42	渡辺 一弥	61	東京地方裁判所 裁判所書記官	R4.11.25	①東京地方裁判 所 民事次席書記官 ②東京地方裁判 所 裁判所書記官	①R4.11.25 ②R5.4.1	①R5.3.31 ②R5.7.31	①②裁判事務	R5.7.31	R5.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無

(注)「離職前の求職開始日」とは、以下に掲げる日のいずれか早い日をいい、該当する日がなかった場合(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(平成30年最高裁判所規則第2号)の施行日(平成30年1月25日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。))には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容」欄に「-」と記載している。

- ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
 ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
 ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 澤 田 佳 幸
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	さわだよしゆき 澤 田 佳 幸																
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	高松高裁刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 5 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：行政書士バロン法務事務所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	行政書士業務	
10 再就職先における地位	事業主	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する ☐ の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	首席家庭裁判所調査官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	平成 5 年 10 月 7 日 令和 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>札幌家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官</td><td>自 平成 5 年 10 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日</td><td>首席家庭裁判所調査官 としての指導監督、調整等</td></tr><tr><td></td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	札幌家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	自 平成 5 年 10 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	首席家庭裁判所調査官 としての指導監督、調整等		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
札幌家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	自 平成 5 年 10 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	首席家庭裁判所調査官 としての指導監督、調整等															
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																
6 離 職 日	平成令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	平成令和 6 年 4 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京都、千葉県 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	カウンセリン ^グ	
10 再就職先における地位	スクールカウンセラー	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 河 端 英 也
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(かわばた ひでや) 河 端 英 也	
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	釧路地方裁判所民事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和5年3月31日	
7 再 就 職 日	令和6年6月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：合同会社ASH	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	法律事務所業務	
10 再就職先における地位	事務職員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

電 話 聴 取 書

日 時 令和6年6月26日(水) 午後1時50分
発話者 元釧路地方裁判所民事首席書記官 河 端 英 也
受話者 釧路家庭裁判所総務課長 東 森 美矢子

聴 取 内 容

先日提出した[REDACTED]付け「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」につき、以下のとおり補足してご連絡します。

- 「4 離職前の求職開始日」について
離職前の求職開始日はありません。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																		
2 生 年 月 日																		
3 離 職 時 の 官 職	神戸家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日がなかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>			所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 31 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 6 月 1 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：外国人技能実習機構大阪事務所 再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	事務	
10 再就職先における地位	パートタイム職員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中 里 茂

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかさと しげる 中 里 茂															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	首席家庭裁判所調査官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																
<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年7月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 福島家庭裁判所 再就職先の連絡先：															
9 再 就 職 先 の 業 務 内 容	家事事件・少年事件調査															

10 再就職先における地位	家庭裁判所調査官					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[Redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[Redacted]						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中 島 健 司

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかしま けんじ 中 島 健 司																						
2 生 年 月 日	昭和40年3月16日																						
3 離 職 時 の 官 職	裁判所事務官 (事務局次長)																						
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月11日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																						
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th colspan="2">在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>広島高等裁判所 裁判所事務官 (事務局次長)</td><td>自 令和6年4月11日 至 令和6年7月30日</td><td></td><td>司法行政事務 (管理職業務)</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			所属・官職	在職期間		職務内容	広島高等裁判所 裁判所事務官 (事務局次長)	自 令和6年4月11日 至 令和6年7月30日		司法行政事務 (管理職業務)		自 年 月 日 至 年 月 日				自 年 月 日 至 年 月 日				自 年 月 日 至 年 月 日		
所属・官職	在職期間		職務内容																				
広島高等裁判所 裁判所事務官 (事務局次長)	自 令和6年4月11日 至 令和6年7月30日		司法行政事務 (管理職業務)																				
	自 年 月 日 至 年 月 日																						
	自 年 月 日 至 年 月 日																						
	自 年 月 日 至 年 月 日																						
6 離 職 日	令和6年7月30日																						
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																						
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：広島簡易裁判所																						
	再就職先の連絡先：																						

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称		援助の内容

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 1 0)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 児 玉 修 之

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	こだま よしゆき 児 玉 修 之																
2 生 年 月 日	昭和40年3月3日																
3 離 職 時 の 官 職	刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月14日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>広島高等裁判所・刑事首席書記官</td><td>自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日</td><td>書記官事務（管理職業務）</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	広島高等裁判所・刑事首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日	書記官事務（管理職業務）		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
広島高等裁判所・刑事首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日	書記官事務（管理職業務）															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：広島簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[Redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[Redacted]						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 住 澤 達 司

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(すみざわ たつし) 住 澤 達 司															
2 生 年 月 日	昭和 39 年 5 月 11 日															
3 離 職 時 の 官 職	仙台高等裁判所事務局次長															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 4 月 16 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所 属 ・ 官 職</th><th>在 職 期 間</th><th>職 務 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>仙台高等裁判所 事務局次長</td><td>自令和 6 年 4 月 16 日 至令和 6 年 7 月 30 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容	仙台高等裁判所 事務局次長	自令和 6 年 4 月 16 日 至令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容														
仙台高等裁判所 事務局次長	自令和 6 年 4 月 16 日 至令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日															
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：仙台簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 秋 元 学

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	秋 元 学																
2 生 年 月 日	昭和 40 年 3 月 5 日																
3 離 職 時 の 官 職	福島地方裁判所事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 1 月 15 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>福島地方裁判所 事務局長</td><td>自 令和 6 年 1 月 15 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	福島地方裁判所 事務局長	自 令和 6 年 1 月 15 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
福島地方裁判所 事務局長	自 令和 6 年 1 月 15 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：仙台簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 清家和人

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	せいけ かずと 清 家 和 人															
2 生 年 月 日	昭和39年9月28日															
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月13日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>広島高等裁判所・民事首席書記官</td><td>自 令和5年11月13日 至 令和6年7月30日</td><td>書記官事務 (管理職業務)</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	広島高等裁判所・民事首席書記官	自 令和5年11月13日 至 令和6年7月30日	書記官事務 (管理職業務)		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
広島高等裁判所・民事首席書記官	自 令和5年11月13日 至 令和6年7月30日	書記官事務 (管理職業務)														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月30日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：広島簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

再就職先の業務内容		裁判事務	
10 再就職先における地位		簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無		☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無		☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)			
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称		援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 東 孝賢

電 話 番 号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふ り が な) 氏 名	ひがし たかまさ 東 孝 賢
2	生 年 月 日	昭和40年2月9日
3	離 職 時 の 官 職	事務局長
4	離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月8日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間
	福岡地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月8日 至 令和6年7月30日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
6	離 職 日	令和6年7月30日
7	再 就 職 日	令和6年8月1日
8	再就職先の名称及び連絡先	
	再就職先の名称：福岡簡易裁判所	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(■上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 堀 士郎
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ほり しろ 堀 士郎																
2 生 年 月 日	昭和39年3月24日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月6日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>福岡家庭裁判所家事首席書記官</td><td>自 令和5年11月6日 至 令和6年3月31日</td><td>家庭裁判所における施策の企画立案、職員の監督</td></tr><tr><td>福岡地方裁判所小倉支部裁判所書記官</td><td>自 令和6年4月1日 至 令和6年7月30日</td><td>裁判補助事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	福岡家庭裁判所家事首席書記官	自 令和5年11月6日 至 令和6年3月31日	家庭裁判所における施策の企画立案、職員の監督	福岡地方裁判所小倉支部裁判所書記官	自 令和6年4月1日 至 令和6年7月30日	裁判補助事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
福岡家庭裁判所家事首席書記官	自 令和5年11月6日 至 令和6年3月31日	家庭裁判所における施策の企画立案、職員の監督															
福岡地方裁判所小倉支部裁判所書記官	自 令和6年4月1日 至 令和6年7月30日	裁判補助事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：福岡簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;"> </td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 川崎 健治

電 話 番 号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふ り が な) 氏 名	かわさき けんじ 川崎 健治
2	生 年 月 日	昭和44年3月6日
3	離 職 時 の 官 職	首席書記官
4	離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月14日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間
	佐賀家庭裁判所 首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
6	離 職 日	令和6年7月30日
7	再 就 職 日	令和6年8月1日
8	再就職先の名称及び連絡先	
	再就職先の名称：福岡簡易裁判所	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;">[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[Redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[Redacted]						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 福 田 誠 二 郎

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(ふくだせいじろう) 福 田 誠 二 郎															
2 生 年 月 日	昭 和 4 3 年 1 0 月 1 5 日															
3 離 職 時 の 官 職	首 席 書 記 官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令 和 5 年 1 1 月 6 日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>大分家庭裁判所 首席書記官</td><td>自 令 和 5 年 1 1 月 6 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>首 席 書 記 官 業 務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	大分家庭裁判所 首席書記官	自 令 和 5 年 1 1 月 6 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日	首 席 書 記 官 業 務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
大分家庭裁判所 首席書記官	自 令 和 5 年 1 1 月 6 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日	首 席 書 記 官 業 務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令 和 6 年 7 月 3 0 日															
7 再 就 職 日	令 和 6 年 8 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：福岡簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[Redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[Redacted]						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

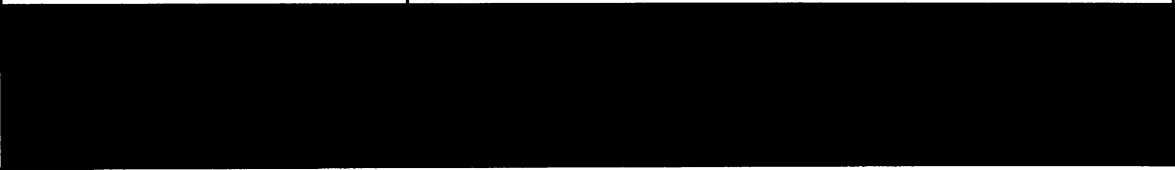
住 所

氏 名 古 田 学

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ふるた まなぶ 古 田 学	
2 生 年 月 日	昭和40年6月24日	
3 離 職 時 の 官 職	家事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月15日 (☐ 離職前の求職開始日なかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
名古屋家庭裁判所 家事首席書記官	自 令和5年11月15日 至 令和6年7月30日	家事事件担当職員の一般執務 の指導監督等
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和6年7月30日	
7 再 就 職 日	令和6年8月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋簡易裁判所 再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 ( 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	
		

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 徳田 淳二

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

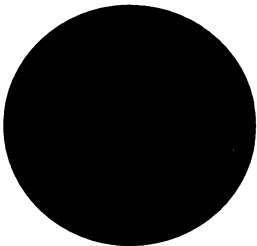
1 (ふ り が な) 氏 名	(とくだ じゅんじ) 徳田 淳二															
2 生 年 月 日	昭和42年7月16日															
3 離 職 時 の 官 職	名古屋高裁次席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月7日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>名古屋高等裁判所 次席書記官 (刑事・少年担当)</td><td>自 令和 5 年 1 1 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>高裁次席書記官として首席事務補助、高裁判事部及び管内指導</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	名古屋高等裁判所 次席書記官 (刑事・少年担当)	自 令和 5 年 1 1 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	高裁次席書記官として首席事務補助、高裁判事部及び管内指導		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
名古屋高等裁判所 次席書記官 (刑事・少年担当)	自 令和 5 年 1 1 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	高裁次席書記官として首席事務補助、高裁判事部及び管内指導														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月30日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判関連業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1

☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2

離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 北 川 法 文

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	きたがわ のりふみ 北 川 法 文															
2 生 年 月 日	昭和39年5月15日															
3 離 職 時 の 官 職	札幌高等裁判所民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月22日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>札幌地方裁判所 民事首席書記官</td><td>自 令和5年11月22日 至 令和6年 3月31日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td>札幌高等裁判所 民事首席書記官</td><td>自 令和6年 4月 1日 至 令和6年 7月30日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	札幌地方裁判所 民事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 3月31日	裁判事務	札幌高等裁判所 民事首席書記官	自 令和6年 4月 1日 至 令和6年 7月30日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
札幌地方裁判所 民事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 3月31日	裁判事務														
札幌高等裁判所 民事首席書記官	自 令和6年 4月 1日 至 令和6年 7月30日	裁判事務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日															
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：札幌簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	国家公務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">■</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	■	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
■						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 小池仁美
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(こいけ ひとみ) 小 池 仁 美																
2 生 年 月 日	昭和39年6月4日																
3 離 職 時 の 官 職	札幌地方裁判所事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月22日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>札幌地方裁判所 事務局長</td><td>自 令和5年11月22日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	札幌地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月22日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
札幌地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月22日 至 令和6年7月30日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：札幌簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	国家公務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 高橋 亨

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	たかはし とおる 高 橋 亨																
2 生 年 月 日	昭和40年8月29日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所事務官 (大阪高裁事務局次長)																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月16日 (☐ 離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																	
<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>大 阪 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官</td><td>自 令和6年4月16日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>			所属・官職	在職期間	職務内容	大 阪 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官	自 令和6年4月16日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大 阪 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官	自 令和6年4月16日 至 令和6年7月30日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先																	
再就職先の名称：大阪簡易裁判所																	
再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最高裁判所 御中

住所
氏名 藤原 治
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ふじわら おさむ 藤 原 治																
2 生 年 月 日	昭和39年8月24日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月29日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>大 阪 高 等 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官</td><td>自 令和5年11月29日 至 令和6年7月30日</td><td>大阪高等裁判所民事部における管理監督業務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大 阪 高 等 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官	自 令和5年11月29日 至 令和6年7月30日	大阪高等裁判所民事部における管理監督業務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大 阪 高 等 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官	自 令和5年11月29日 至 令和6年7月30日	大阪高等裁判所民事部における管理監督業務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所
氏 名 藤本昌彦
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ふじもと まさひこ 藤 本 昌 彦																
2 生 年 月 日	昭和39年7月10日																
3 離 職 時 の 官 職	大阪高等裁判所刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月22日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>大阪高裁刑事首席書記官</td><td>自 令和5年11月22日 至 令和6年 7月30日</td><td>管理監督事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪高裁刑事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 7月30日	管理監督事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪高裁刑事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 7月30日	管理監督事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	司法裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 富 川 崇
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	とみかわ たかし 富 川 崇																
2 生 年 月 日	昭和40年3月19日																
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月29日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>神 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官</td><td>自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>管理業務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	神 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	管理業務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
神 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	管理業務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 岩本照章

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	いわもと てるあき 岩 本 照 章																
2 生 年 月 日	昭和38年5月10日																
3 離 職 時 の 官 職	堺簡易裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月17日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪地方裁判所刑事首席書記官</td><td>自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td>堺簡易裁判所書記官</td><td>自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪地方裁判所刑事首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務	堺簡易裁判所書記官	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪地方裁判所刑事首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務															
堺簡易裁判所書記官	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	裁判事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月31日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; background-color: black;"></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

電 話 聴 取 書

聴取日時 令和6年9月17日（火）午前11時55分
相手方 大阪簡易裁判所判事 岩本 照章
聴取者 大阪地方裁判所人事課任用係長 楞野 美貴子

聴 取 内 容

先に提出した[REDACTED]付け「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」と題する書面において、「6 離職日」欄に、「令和6年7月31日」と記入しましたが、正しくは「令和6年7月30日」であるため口頭で訂正します。

以 上

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)



最 高 裁 判 所 御 中

住 所



氏 名 遠 藤 恭 弘

電話番号



裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(えんどう やすひろ) 遠 藤 恭 弘																
2 生 年 月 日	昭和 38 年 11 月 12 日																
3 離 職 時 の 官 職	事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 11 月 20 日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪地方裁判所事務局長</td><td>自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日</td><td>事務職</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪地方裁判所事務局長	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	事務職		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪地方裁判所事務局長	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	事務職															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所																
	再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡裁判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中橋 章

電話番号

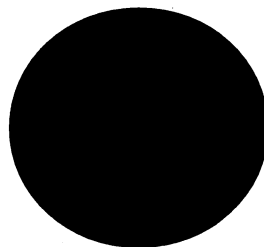
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかはし あきら 中橋 章																	
2 生 年 月 日	昭和 39 年 5 月 8 日																	
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官 (最高裁訟廷首席書記官)																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 4 月 30 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>裁判所書記官 (訟廷首席書記官)</td><td>自 令和 6 年 4 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>			所属・官職	在職期間	職務内容	裁判所書記官 (訟廷首席書記官)	自 令和 6 年 4 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
裁判所書記官 (訟廷首席書記官)	自 令和 6 年 4 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

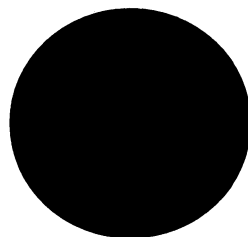
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日	昭和 39 年 6 月 25 日																
3 離 職 時 の 官 職	事務局 局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 11 月 30 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京家庭裁判所 事務局 局長</td><td>自 令和 5 年 11 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>事務局 局長 職務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	東京家庭裁判所 事務局 局長	自 令和 5 年 11 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	事務局 局長 職務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
東京家庭裁判所 事務局 局長	自 令和 5 年 11 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	事務局 局長 職務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先:																

9 再就職先の業務内容	簡易裁判業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名
電話番号

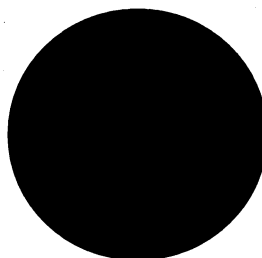
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日	昭和 40 年 8 月 15 日																
3 離 職 時 の 官 職	さいとう地方裁判所 民事首都書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 12 月 1 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>さいとう地方裁判所 民事首都書記官</td><td>自 令和 5 年 12 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>掌務 人事管理 等</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	さいとう地方裁判所 民事首都書記官	自 令和 5 年 12 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	掌務 人事管理 等		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
さいとう地方裁判所 民事首都書記官	自 令和 5 年 12 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	掌務 人事管理 等															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先:																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 - () 記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 小林 中

電話番号

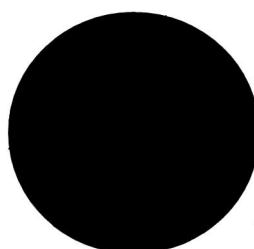
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	こばやし あたる 小 林 中																
2 生 年 月 日	昭和40年9月22日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所事務官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月21日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>水戸家庭裁判所 裁判所事務官 (事務局長)</td><td>自 令和 5 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>事務局事務の統括</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	水戸家庭裁判所 裁判所事務官 (事務局長)	自 令和 5 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	事務局事務の統括		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
水戸家庭裁判所 裁判所事務官 (事務局長)	自 令和 5 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	事務局事務の統括															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 3 0 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務（簡易裁判所）	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所
氏 名 山内清香
電話番号

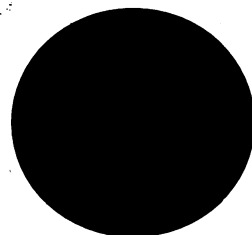
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	やまうち きよか 山 内 清 香																
2 生 年 月 日	昭和41年10月20日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年12月6日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>新潟家庭裁判所 首席書記官</td><td>自令和5年12月6日 至令和6年7月30日</td><td>部下職員の指導、監督</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	新潟家庭裁判所 首席書記官	自令和5年12月6日 至令和6年7月30日	部下職員の指導、監督		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
新潟家庭裁判所 首席書記官	自令和5年12月6日 至令和6年7月30日	部下職員の指導、監督															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 坂 本 正 則
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(さか もと まさ のり) 坂 本 正 則															
2 生 年 月 日	昭和40年8月18日															
3 離 職 時 の 官 職	事務官(事務局長)															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月21日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>知的財産高等裁判所 事務局長兼首席書記官</td><td>自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日</td><td>事務局事務、裁判事務全般</td></tr><tr><td>宇都宮家庭裁判所 事務局長</td><td>自 令和6年4月1日 至 令和7年7月31日</td><td>事務局事務全般</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	知的財産高等裁判所 事務局長兼首席書記官	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日	事務局事務、裁判事務全般	宇都宮家庭裁判所 事務局長	自 令和6年4月1日 至 令和7年7月31日	事務局事務全般		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
知的財産高等裁判所 事務局長兼首席書記官	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日	事務局事務、裁判事務全般														
宇都宮家庭裁判所 事務局長	自 令和6年4月1日 至 令和7年7月31日	事務局事務全般														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月31日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

聴 取 書

日 時：令和6年9月30日午後5時43分

当 方：東京地方裁判所人事課任用第二係 岸本 和也

相手方：東京簡易裁判所 坂本 正則

聴 取 内 容（要 点）

（相手方）

5 欄の宇都宮家裁部分につき、「至 令和7年7月31日」とあるのは誤記であり、「至 令和6年7月31日」が正しいです。

以 上

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 小 林 広 志
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(こばやし ひろし) 小 林 広 志	
2 生 年 月 日	昭和 39 年 5 月 25 日	
3 離 職 時 の 官 職	刑事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 11 月 28 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
さいたま地方裁判所・ 刑事首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	刑事事件における書記官事務 の管理監督等
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日	
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	簡易裁判所管轄の裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 4)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 沓水一隆
電話番号

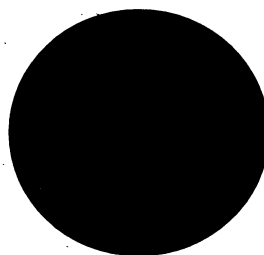
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	沓水一隆 (くつみずかずたか)																
2 生 年 月 日	昭和39年7月28日																
3 離 職 時 の 官 職	事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 1 1 月 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>宇都宮地方裁判所事務局長</td><td>自 令和元年 8 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td>さいたま地方裁判所事務局長</td><td>自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	宇都宮地方裁判所事務局長	自 令和元年 8 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務	さいたま地方裁判所事務局長	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
宇都宮地方裁判所事務局長	自 令和元年 8 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務															
さいたま地方裁判所事務局長	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



聴 取 書

日 時：令和6年10月10日午後3時5分

当 方：東京高等裁判所人事課管理係 本間 裕子

相手方：宇都宮地方裁判所総務課人事第一係 橋本 溪

聴 取 内 容（要 点）

（相手方）

沓水氏から当庁に簡裁判事の推薦希望書が提出されたのは、令和5年11月17日です。

以 上

(別紙様式第 1 0)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 渡 辺 征 徳

電話番号

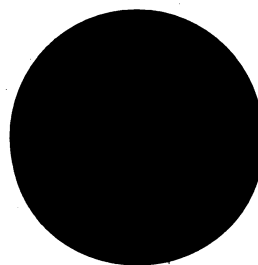
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふ り が な) 氏 名	(わたなべ まさのり) 渡 辺 征 徳
2	生 年 月 日	昭和39年4月30日
3	離 職 時 の 官 職	横浜地方裁判所事務局長
4	離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月27日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	
	所 属 ・ 官 職	在 職 期 間
	横 浜 地 方 裁 判 所 事 務 局 長	自 令 和 5 年 1 1 月 2 7 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日
		職 務 内 容
		事 務 局 事 務
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
6	離 職 日	令和6年7月31日
7	再 就 職 日	令和6年8月1日
8	再就職先の名称及び連絡先	
	再就職先の名称：東京簡易裁判所	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☒ 有	☐ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



聴 取 書

日 時：令和6年9月30日午後4時55分

当 方：東京地方裁判所人事課任用第二係 岸本 和也

相手方：東京簡易裁判所民事2室 渡辺 征徳

聴 取 内 容（要 点）

（相手方）

- 1 5欄と6欄の離職日の相違について、7月30日まで在職期間であり、離職日は翌日と誤認したため、翌日を記載したものです。
6欄の離職日は、7月30日と補正します。
- 2 11欄について、内定通知を受けたことが承認であると誤認したものです。
11欄は「無」と補正いたします。

以 上

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

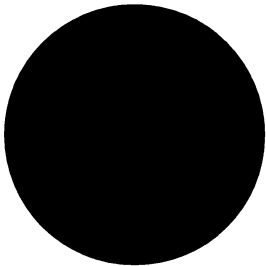
住 所
氏 名 市 川 陽
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます

1 (ふりがな) 氏 名	いちかわ よういち 市 川 陽 一																
2 生 年 月 日	昭和13年12月15日																
3 離 職 時 の 官 職	管理課長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月20日 (□離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>最高裁判所事務総局経理局 管理課長</td><td>自 令和4年8月1日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最高裁判所事務総局経理局 管理課長	自 令和4年8月1日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最高裁判所事務総局経理局 管理課長	自 令和4年8月1日 至 令和6年7月30日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判業務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 ■上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中 村 陽 史

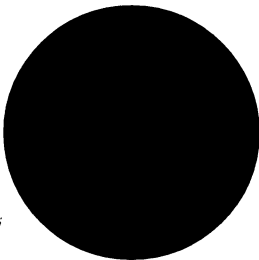
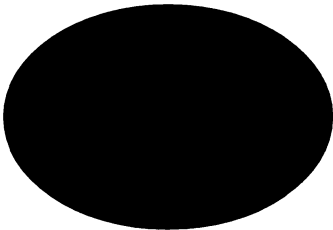
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかむら ようじ 中 村 陽 史																
2 生 年 月 日	昭和 39 年 12 月 28 日																
3 離 職 時 の 官 職	首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 4 月 26 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>最高裁判所第三小法廷 首席書記官</td><td>自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最高裁判所第三小法廷 首席書記官	自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最高裁判所第三小法廷 首席書記官	自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																		
2 生 年 月 日																		
3 離 職 時 の 官 職	首席家庭裁判所調査官																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (由離職前の求職開始日なかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所 属 ・ 官 職</th><th>在 職 期 間</th><th>職 務 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>			所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 9 月 1 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京家庭裁判所 再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	調査事務	
10 再就職先における地位	家庭裁判所調査官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 [] (記載援助がなかった場合)		
() () () () 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 [] のついた項目は該当する[]の中にし点を記入すること
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 後藤 尚樹
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ごとう なおき 後藤 尚樹																
2 生 年 月 日	昭和39年5月15日																
3 離 職 時 の 官 職	最高裁事務総局審議官 (裁判所事務官)																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月19日 (□離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>最高裁判所事務総局審議官</td><td>自 令和 6 年 4 月 1 9 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>司法行政事務の総括整理</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最高裁判所事務総局審議官	自 令和 6 年 4 月 1 9 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務の総括整理		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最高裁判所事務総局審議官	自 令和 6 年 4 月 1 9 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務の総括整理															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	簡易裁判所の裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th style="width: 60%;">援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px; background-color: black;"></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 1 0)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所
氏 名 森本 益
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(もりもと すすむ) 森本 益															
2 生 年 月 日	昭和40年2月11日															
3 離 職 時 の 官 職	千葉地方裁判所事務局長															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月24日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																
<table><tr><td>所属・官職</td><td>在職期間</td><td>職務内容</td></tr><tr><td>千葉地方裁判所 事務局長</td><td>自 令和5年11月24日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	千葉地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月24日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
千葉地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月24日 至 令和6年7月30日	司法行政事務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月30日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最高裁判所 御中

住所

氏名 澤田 佳幸

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	さわだよしゆき 澤田 佳幸																
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	高松高裁刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年3月31日																
7 再 就 職 日	令和6年10月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：徳島家庭裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	国家公務	
10 再就職先における地位	家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 井 上 浩
電話番号

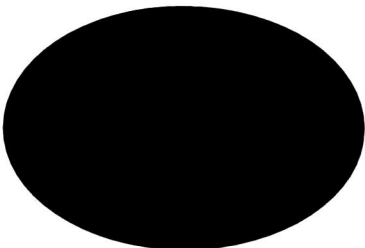
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	いの うえ ひろし 井 上 浩															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	大阪地方裁判所刑事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>該当なし</td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	該当なし	自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
該当なし	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和5年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年10月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 大津地方裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容		
10 再就職先における地位	裁判所書記官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

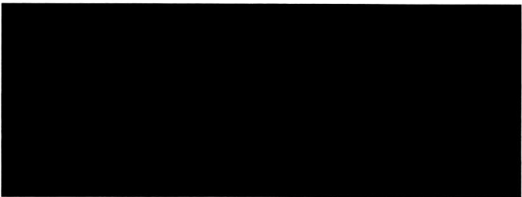


管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)



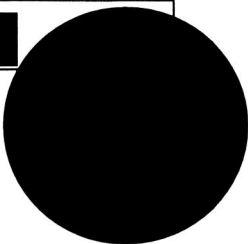
最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名
電話番号



裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	釧路地方裁判所 民事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 3 / 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 10 月 1 / 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 釧路地方 家庭裁判所 再就職先の連絡先:																



9 再就職先の業務内容	国家公務	
10 再就職先における地位	民事・家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 ([REDACTED] 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	札幌高等裁判所 刑事部書記室																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☐離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table border="1"><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 10 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：札幌家庭裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	家事調停	
10 再就職先における地位	家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																		
2 生 年 月 日																		
3 離 職 時 の 官 職	高知地方裁判所 刑事首席書記官																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>			所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 31 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 10 月 16 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 行政書士法人おやか法律事務所 再就職先の連絡先:																	

9 再就職先の業務内容	行政書士業務補助	
10 再就職先における地位	従業員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	おく だ ひろし 奥 田 裕															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	広島家庭裁判所 家事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 31 日															
7 再 就 職 日	令和 6 年 11 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 公益財団法人交通事故紛争処理センター 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	交通事故による紛争に関する無償の法律相談、和解斡旋等	
10 再就職先における地位	広島支部 事務局付担当部長	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 岸 浪 宏 治

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	きしなみこうじ 岸 浪 宏 治															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	福島地方裁判所 民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☑離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年10月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：仙台家庭裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	国家公務	
10 再就職先における地位	家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

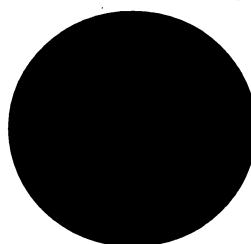
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	刑事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☐離職前の求職開始日なかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 3 / 日	
7 再 就 職 日	令和 6 年 12 月 / 日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 日本臓器製薬株式会社	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	法務、コンプライアンス及び労務関係業務に関する助言業務	
10 再就職先における地位	業務受託者	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 川 村 隆

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	かわむら たかし 川 村 隆	
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	次席家庭裁判所調査官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日	
7 再 就 職 日	令和 7 年 1 月 6 日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：神戸家庭裁判所尼崎支部	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	調査事務					
10 再就職先における地位	[redacted] (家庭裁判所調査官)					
11 求職の承認の有無	☐ 有 ☒ 無					
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有 ☒ 無					
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2">[redacted]</td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[redacted]						

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 庄 子 洋
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	しょうじ ひろし 庄 子 洋																
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	仙台地方裁判所第 3 民事部裁判所書記官 (盛岡地方裁判所民事首席書記官)																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 6 月 7 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>仙台地方裁判所第 3 民事部 裁判所書記官</td><td>自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 31 日</td><td>民事訴訟事件に関する記録の 作成, 法廷立会い</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	仙台地方裁判所第 3 民事部 裁判所書記官	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 31 日	民事訴訟事件に関する記録の 作成, 法廷立会い		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
仙台地方裁判所第 3 民事部 裁判所書記官	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 31 日	民事訴訟事件に関する記録の 作成, 法廷立会い															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 7 年 1 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 公益財団法人交通事故紛争処理センター 再就職先の連絡先:																

9 再就職先の業務内容	交通事故の紛争解決のための相談, 和解斡旋, 審査	
10 再就職先における地位	仙台支部事務局付担当部長	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については, 離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 平 田 輝 美

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(ひらた てるみ) 平 田 輝 美															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	次席家庭裁判所調査官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和7年2月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：千葉家庭裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	[REDACTED] (家庭裁判所調査官)	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
([REDACTED] 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	
[REDACTED]		

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 長江 淳司

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ながえ じゅんじ 長 江 淳 司															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年10月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋地方裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	書記官業務	
10 再就職先における地位	裁判所書記官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 谷口哲文

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	たにぐち てつふみ 谷 口 哲 文	
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■ 離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和6年3月31日	
7 再 就 職 日	令和6年10月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋地方裁判所一宮支部	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判所書記官事務	
10 再就職先における地位	裁判所書記官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)



最高裁判所事務総長 殿

住 所

氏 名 小笠原 晶

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1	(ふりがな) 氏 名	おがさわらあき 小笠原 晶	
2	生 年 月 日		
3	官 職	少年首席書記官	
4	約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6年3月11日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)	
5	再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和6年3月28日	
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間	職務内容
	名古屋家裁少年首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	少年書記官事務の一般執務 の指導監督
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
7	離 職 予 定 日	令和6年3月31日	
8	再 就 職 予 定 日	令和6年4月3日	
9	再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：学校法人清光学園	
		再就職先の連絡先：	

1 0 再 就 職 先 の 業 務 内 容	学生相談	
1 1 再 就 職 先 に お け る 地 位	非常勤職員	
1 2 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☒ 無
1 3 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する組織による離職後の就職の	☐ 有	☒ 無
1 4 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 2)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項関連)

最高裁判所事務総長 殿

住 所

氏 名 火ノ川 忠

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	(ひのかわ ただし) 火ノ川 忠																
2 生 年 月 日																	
3 官 職	東京地方裁判所 民事首席書記官																
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 約束前の求職開始日がなかった場合)																
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和 6 年 2 月 28 日																
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>東京地方裁判所 民事首席書記官</td><td>自 令和 6 年 2 月 28 日 至 令和 6 年 3 月 31 日</td><td>民事首席書記官事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	東京地方裁判所 民事首席書記官	自 令和 6 年 2 月 28 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	民事首席書記官事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
東京地方裁判所 民事首席書記官	自 令和 6 年 2 月 28 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	民事首席書記官事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
7 離 職 予 定 日	令和 6 年 3 月 31 日																
8 再 就 職 予 定 日	令和 6 年 4 月 1 日																
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 一般財団法人 法曹会 再就職先の連絡先：																

10 再就職先の業務内容	法曹専門誌の刊行、法曹会館の運営等	
11 再就職先における地位	主事	
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項関連)

大阪高等裁判所長官 殿

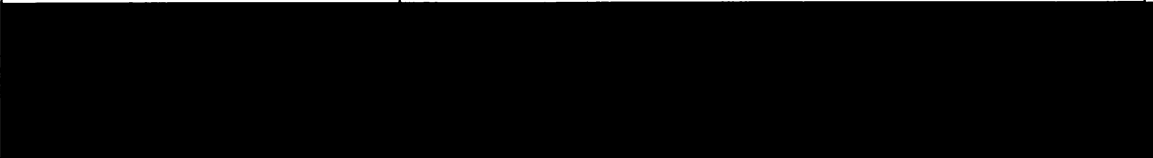
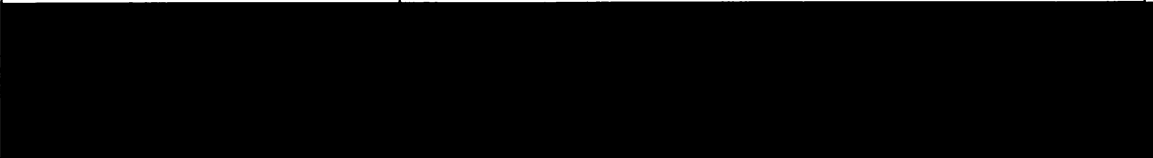
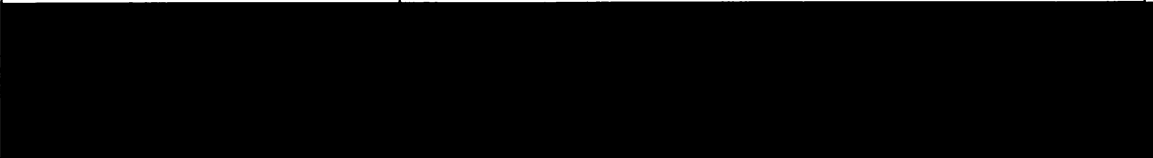
住 所

氏 名 伴 知寿子

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1	(ふりがな) 氏 名	(ばん ちずこ) 伴 知寿子
2	生 年 月 日	
3	官 職	総括企画官
4	約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6年5月8日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)
5	再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和6年6月3日
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間
	大阪高等裁判所 総括企画官	自 令和 6 年 5 月 8 日 至 令和 6 年 7 月 3 1 日
		事務局事務の合理化・標準化、 組織見直し等に伴う施設整備、 事務官の育成
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
7	離 職 予 定 日	令和6年7月31日
8	再 就 職 予 定 日	令和6年8月1日

9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：株式会社大八木建設					
	再就職先の連絡先： 					
10 再就職先の業務内容	住宅新築工事・リフォーム工事営業補助					
11 再就職先における地位	パート社員					
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項関連)

(任 命 権 者) 殿

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 官 職	裁判所技官																
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 8 月 19 日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)																
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和 6 年 11 月 7 日																
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>最内裁判所 人事局 裁判所技官</td><td>自 令和 6 年 8 月 19 日 至 令和 7 年 3 月 31 日</td><td>復元の健康管理 裁判所長所相合診療所における診療</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最内裁判所 人事局 裁判所技官	自 令和 6 年 8 月 19 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	復元の健康管理 裁判所長所相合診療所における診療		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最内裁判所 人事局 裁判所技官	自 令和 6 年 8 月 19 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	復元の健康管理 裁判所長所相合診療所における診療															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
7 離 職 予 定 日	令和 7 年 3 月 31 日																
8 再 就 職 予 定 日	令和 7 年 4 月 1 日																
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 医療法人 社会 聖栄会 サクラビズ クリニック 再就職先の連絡先:																

10 再就職先の業務内容	外来診療 健康診断 健康相談 等	
11 再就職先における地位	常勤医師 (院長)	
12 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

最高裁判所事務総長 殿

住 所

氏 名 田 島 祐 亮

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	たじま ゆうすけ 田 島 祐 亮																
2 生 年 月 日																	
3 官 職	首席家庭裁判所調査官																
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6年11月9日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)																
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和7年2月18日																
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>首席家庭裁判所調査官</td><td>自 令和 6 年 1 1 月 9 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日</td><td>人事事務等</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	首席家庭裁判所調査官	自 令和 6 年 1 1 月 9 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日	人事事務等		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
首席家庭裁判所調査官	自 令和 6 年 1 1 月 9 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日	人事事務等															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
7 離 職 予 定 日	令和7年3月31日																
8 再 就 職 予 定 日	令和7年4月1日																
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：株式会社 P D S 総合研究所 再就職先の連絡先： 																

10 再就職先の業務内容	心理検査開発、企業研修等	
11 再就職先における地位	社員	
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第2)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の23第1項関連)

令和6年3月21日

最高裁判所事務総長 殿

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の23第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名			
2 生 年 月 日			
3 官 職	調査官		
4 約束前の求職開始日	令和5年12月20日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)		
5 再就職の約束をした日	令和6年2月2日		
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容			
	所属・官職	在職期間	職務内容
		自 至	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	令和6年3月31日		
8 再 就 職 予 定 日	令和6年5月1日		
9 再就職先の名称及び連絡先	名称:		
	連絡先:		

10 再就職先の業務内容										
11 再就職先における地位										
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無								
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☑上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6年5月20日

(任 命 権 者) 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名			
2 生 年 月 日			
3 官 職	裁判所事務官		
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	2024年3月26日 (☐ 約束前の求職開始日がなかった場合)		
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	2024年5月14日		
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容			
	所属・官職	在職期間	職務内容
		自 至	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	2024年7月31日		
8 再 就 職 予 定 日	2024年8月1日		
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：		
	再就職先の連絡先：		

1 0 再 就 職 先 の 業 務 内 容										
1. 1 再 就 職 先 に お け る 地 位										
1 2 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☒ 無								
1 3 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
1 4 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☐ 上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項関連)

令和 6 年 7 月 5 日

(任 命 権 者) 殿

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 官 職	裁判所事務官	
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 2 月 13 日 (□約束前の求職開始日なかった場合)	
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和 6 年 6 月 4 日	
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 至	
	自 至	
	自 至	
	自 至	
7 離 職 予 定 日	令和 6 年 7 月 31 日	
8 再 就 職 予 定 日	令和 6 年 8 月 1 日	
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：	
	再就職先の連絡先：	

10 再就職先の業務内容		
11 再就職先における地位		
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☐ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

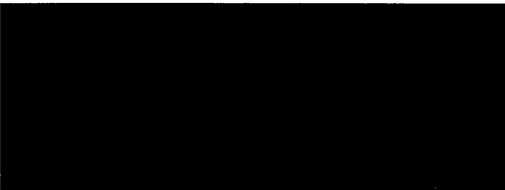
(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6 年 7 月 16 日

最高裁判所事務総長 殿

住 所
氏 名
電話番号



裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名																		
2 生 年 月 日																		
3 官 職																		
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6 年 1 月 19 日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)																	
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和6 年 6 月 17 日																	
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td> </td><td>自 至 </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td>自 至 </td><td> </td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>			所属・官職	在職期間	職務内容		自 至			自 至			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
	自 至																	
	自 至																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
7 離 職 予 定 日	令和6 年 7 月 31日																	
8 再 就 職 予 定 日	令和6 年 8 月 1日																	
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：																	

10 再就職先の業務内容		
11 再就職先における地位		
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☐ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6年7月19日

(任 命 権 者) 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1	(ふ り が な) 氏 名	
2	生 年 月 日	
3	官 職	裁判所事務官
4	約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月21日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)
5	再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和6年7月16日
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間
		職務内容
7	離 職 予 定 日	令和6年9月30日
8	再 就 職 予 定 日	令和6年10月1日
9	再就職先の名称及び連絡先	
	再就職先の名称 :	
	再就職先の連絡先 :	

10 再就職先の業務内容		
11 再就職先における地位		
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6年8月16日

(任 命 権 者) 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名			
2 生 年 月 日			
3 官 職			
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6年5月24日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)		
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和6年8月9日		
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容			
	所属・官職	在職期間	職務内容
		自 至	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (もしくは 1 1 月 3 0 日で調整中)		
8 再 就 職 予 定 日	令和 6 年 1 1 月 1 日 (もしくは 1 2 月 1 日で調整中)		
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称 :		
	再就職先の連絡先 :		

10 再就職先の業務内容										
11 再就職先における地位										
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無								
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する ☐ の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 5)

変更届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6年8月22日

(任 命 権 者) 殿

住 所

氏 名

電話番号



令和 6 年 8 月 1 6 日付けの裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定による届出について，次のとおり変更があったので，届け出ます。

官 職	変 更 前			
	変 更 後			
約束前の求職開始以後の職員としての在職状況及び職務内容	変 更 前	所属・官職	在職期間	職務内容
	変 更 後	所属・官職	在職期間	職務内容
離 職 予 定 日	変 更 前	令和6年10月31日		
	変 更 後	令和6年11月30日		
再 就 職 予 定 日	変 更 前	令和6年11月1日		
	変 更 後	令和6年12月1日		
再就職先の名称及び連絡先	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
再就職先における地位	変 更 前			
	変 更 後			

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項関連)

令和 6 年 10 月 2 日

最高裁判所事務総長 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 23 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 官 職	裁判所事務官	
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 8 月 4 日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)	
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和 6 年 9 月 30 日	
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 至	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	令和 7 年 3 月 14 日	
8 再 就 職 予 定 日	令和 8 年 4 月 1 日	
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：	
	再就職先の連絡先：	

1 0 再 就 職 先 の 業 務 内 容										
1 1 再 就 職 先 に お け る 地 位										
1 2 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☒ 無								
1 3 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
1 4 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>			(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6年10月4日

(任 命 権 者) 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 官 職		
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和6年8月13日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)	
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和6年9月30日	
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 至	
	自 至	
	自 至	
	自 至	
7 離 職 予 定 日	令和6年12月31日	
8 再 就 職 予 定 日	令和7年1月1日	
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：	
	再就職先の連絡先：	

1 0 再 就 職 先 の 業 務 内 容										
1 1 再 就 職 先 に お け る 地 位										
1 2 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☒ 無								
1 3 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
1 4 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>			(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふ り が な) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

- (記載上の注意)
- 1

☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2

約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和6年10月18日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名			
2 生 年 月 日			
3 官 職	裁判所事務官		
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 9 月 1 2 日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)		
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	令和 6 年 1 0 月 1 5 日		
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容			
所属・官職		在職期間	職務内容
		自 至	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	令和 6 年 1 2 月 3 1 日		
8 再 就 職 予 定 日	令和 7 年 1 月 1 日		
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：		
	再就職先の連絡先：		

10 再就職先の業務内容	[REDACTED]									
11 再就職先における地位	[REDACTED]									
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無								
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (□上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[REDACTED]	[REDACTED]				
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									
[REDACTED]	[REDACTED]									

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

2025年1月15日

(任 命 権 者) 殿

住所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふ り が な) 氏 名	
2	生 年 月 日	
3	官 職	裁判所事務官
4	約 束 前 の 求 職 開 始 日	2024年10月1日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)
5	再 就 職 の 約 束 を し た 日	2025年1月6日
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間
		職務内容
		自 至
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
7	離 職 予 定 日	2025年3月31日
8	再 就 職 予 定 日	2025年4月1日
9	再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称 : 再就職先の連絡先 :

10 再就職先の業務内容										
11 再就職先における地位										
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無								
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の	☐ 有	☒ 無								
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する ☐ の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

2025年2月6日

(任 命 権 者) 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 官 職	裁判所事務官	
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	2024年12月20日 (□約束前の求職開始日がなかった場合)	
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	2025年1月31日	
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 至	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	2025年3月31日	
8 再 就 職 予 定 日	2025年4月1日	
9 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：	
	再就職先の連絡先：	

10 再就職先の業務内容		
11 再就職先における地位		
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(□上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別紙様式第 4)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項関連)

令和7年3月14日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

住 所
氏 名
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 3 第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1	(ふりがな)	
氏	名	
2	生 年 月 日	
3	官 職	
4	約 束 前 の 求 職 開 始 日	2025年1月22日 (□約束前の求職開始日なかった場合)
5	再 就 職 の 約 束 を し た 日	2025年3月6日
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間
		職務内容
7	離 職 予 定 日	2025年5月15日
8	再 就 職 予 定 日	2025年5月16日
9	再就職先の名称及び連絡先	
	再就職先の名称：	
	再就職先の連絡先：	

10 再就職先の業務内容										
11 再就職先における地位										
12 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無								
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無								
14 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容						
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容									

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する ☐ の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日が多かった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。